

土木工事の積算における熱中症対策について



福島県土木部が発注する公共土木工事における熱中症対策について、以下のとおり計上する（令和7年7月1日適用、令和8年6月1日一部改定）

- 共通仮設費の現場環境改善費で避暑（熱中症予防）対策を計上（一部拡充）
- 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費を補正

●土木工事の積算における熱中症対策にかかる経費の計上と熱中症対策の例

	区分	計上項目	積算方法	熱中症リスク軽減対策の例
熱中症対策	共通仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ●現場環境改善費(K) $K = i \cdot (n/4) \cdot P_i + \alpha$ <p>α: 積上げ計上分 (単位: 円、1000円未満切り捨て) i: 現場環境改善費率(%) n: 実施する内容の数 P_i: 対象額(直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額)</p>	<p>積上げ(+α) (ただし、n=4として計上される率分の100%を上限とする) ※現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複しないことを確認し、設計変更時に計上する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポットクーラー、扇風機等 ●ドライミスト発生装置 ●送風機等 ●テント付き屋外休憩所 <p style="text-align: right;">等</p>
	現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> ●「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」による現場管理費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>補正值(%) = 真夏日率 × 補正係数(1.2) 真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期 ※真夏日: 日最高気温が30度以上の日 またはWBGT値が25度以上の日</p> </div>	<p>補正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機能付き作業服、首掛けクーラー等 ●冷感スプレー等 ●塩飴、スポーツドリンク <p style="text-align: right;">等</p>